

CONTENTS

- P1 【特集】
商工会青年部主張発表大会
- P2 青年部企業広告コンテスト
- P3 経営革新塾
- P4 【金融・まちづくり】
マル経融資制度の強化
改正貸金業法
- P5 商店街魅力向上支援事業
- P6 【新事業展開支援】
商工会認証システム制度
- P7 商工会認証システム制度活用事例
- P8 中小企業応援センター事業
- P9 【販路開拓支援】
売れるギフト商品開発セミナー
ふくいビジネス商談会
- P10 【県内の経済動向】
中小企業景況調査
- P11 会員情報（経営動向）調査
- P12 【施策情報】

商工会 ふうくい

No.26
夏号
2010.08

商工会法施行 50周年

商工会は行きます 聞きます 提案します～会員満足向上運動～

発行所／福井県商工会連合会

〒910-0004 福井市宝永4-9-14
TEL(0776)23-3624 FAX(0776)25-2157
責任者／川上 正男
年4回(2・5・8・11月)1日発行(購読料60円)
(購読料は会費に含まれています)

おおい町で初開催！

～商工会青年部主張発表大会～



商工会青年部主張発表大会が7月3日（土）におおい町で初めて開催されました。おおい町総合町民センターで行われた大会では、坂井ブロック、高志・福井ブロック、丹南ブロック、嶺南ブロックの各代表者が発表を行いました。

最優秀賞の福井県知事賞には、高志・福井ブロック代表の土橋崇司さん（福井西）が選ばれました。（写真左）

土橋さんは「青年部活動に参加して～商売で一番大切なこと～」と題して、「商売で一番大切な

ことは信頼関係の構築で、信頼関係をはぐくむ絶好の場が商工会青年部」と力強く語りました。

また、優秀賞の福井県商工会連合会会長賞には、嶺南ブロック代表の江上宙利さん（高浜町）が選ばれました。

最優秀賞の土橋さんは、9月2日～3日に京都府で開催される近畿ブロック大会に出場します。



広告作成を通じて自社の強みを再確認

～青年部企業広告コンテスト～

自社の広告作成を通じて、自社を見つめ直すきっかけとし、その中で自社の強みを再認識してもらうとともに、青年部員間のビジネス上の交流や情報交換の場として活用し、内外に各青年部員企業をPRすることを目的に「青年部企業広告コンテスト」を実施しました。

コンテストは7月3日(土)の青年部主張発表大会と併せて開催し、県内青年部員から117点の応募がありました。

『企業広告としてお客さんに自社の商品・サービスを明確に伝えることができているか』を審査し、【優秀賞】には村田浩行さん(福井東)や、後藤寿和さん(坂井市)、市川和良さん(わかさ東)が選ばれました。

また特別賞として、【インパクト賞】には木村文保さん(おおい町)、【ユニーク賞】には兼八慶昌さん(福井西)、【デザイン賞】には坂下卓也さん(福井東)、【県青連会長賞】には八木康史さん(あわら市)、部員数に対し出品率が最も高い青年部に贈られる【インパルス賞】には池田町商工会青年部が選ばれました。



むらた工業
(有)むらた工業
 村田 浩行さん(福井東)

自社の取扱い商品である「瓦」と自社の経営方針の1つである「エコ」を表現したロゴマークの斬新性と自社商品の特徴・強みが明確に表現されていることが評価されました。



後藤塗装
(有)後藤塗装
 後藤 寿和さん(坂井市)

自社がお客に何を売りたいのかが明確に伝わる点やお客様のお困りごとに対しての具体的なサービス内容が明確に表現されている点、トータルのデザイン面が評価されました。

東洋クリーニング
東洋クリーニング
 市川 和良さん(わかさ東)

まずはキャッチコピーのインパクト、そして、写真を含めたレイアウトが優れている点、また、全体を通して企業の実直さや丁寧さが伝わる点が評価されました。



特集

県内各地で経営革新塾を開催

経済のグローバル化、情報化の進展、少子高齢化等、経済構造が変化する中、中小企業は従来の取り組みだけでは生き残ることが困難となっており、持続可能な経営により雇用を維持・創出していくためには、新たな事業展開を行っていくことが必要とされています。

そこで県内の商工会では、経営革新への意欲がある事業経営者や若手後継者等に対して、ソフト面における支援事業を実施し、新市場開拓や新商品・新技術・新サービスの開発等への取り組みを促進させることによって、地域経済の活性化や雇用の安定化を図ることを目的に、経営革新塾を開催いたします。

現在坂井市、福井西商工会で開催しており、今後は、福井北、越前町、おおい町商工会で順次開催します。

経営革新計画承認企業への支援策

①低利融資

- ・通常の条件よりも優遇された特別貸付を受けることができます。(福井県制度融資・日本政策金融公庫等による貸付金)

②信用保証の特例

- ・通常の限度額と同額の別枠を追加して使用することができます。

③課税の特例(特別償却・税額控除)

- ・経営革新計画の事業のために取得等した機械・装置について、取得価額の7%の税額控除(リースの場合は、費用総額の60%相当額の7%)または、取得価額の30%の特別償却を利用することができます。

④高度化融資制度

- ・中小企業が共同で工場団地・卸団地などを設置する事業に対して、貸付けやアドバイスの支援を受けることができます。

⑤中小企業投資育成制度の特例

- ・中小企業投資育成株式会社の投資・育成支援を受けることができます。

⑥販路開拓支援措置

- ・大規模なマーケットである東京圏・大阪圏をターゲットとして販路開拓支援を受けることができます。

⑦特許関係料金減免制度

- ・経営革新で開発した新技術について特許申請を行う場合、その費用を軽減してもらうことができます。

※全ての支援策を保証するものではありません。

県内経営革新塾開催日程

商工会	申込み受付	開催日	場所	お問い合わせ
坂井市	受付終了	7月28日(水)～9月15日(水) 全6回	坂井市商工会本所	0776-66-3324
福井北	8月1日～	8月24日(火)～9月29日(水) 全10回	福井北商工会本所	0776-56-1610
福井西	受付終了	7月13日(火)～8月5日(木) 全8回	福井西商工会本所	0776-98-5555
越前町	10月上旬	10月26日(火)～12月8日(水) 全4回	越前町商工会本所	0778-36-0800
おおい町	未定	10月頃開催予定	おおい町商工会本所	0770-77-0135

※参加を希望する方は、事前に必ずお問い合わせ下さい

商工貯蓄共済積立金の運用状況(平成22年6月30日現在)

種別	設定金額(百万円)
金融機関定期預金	1,850
国債・地方債・政府保証債	4,688
商工債券	100
福井県商工振興協同組合への貸付金	1,190
普通預金他	83
計	7,911

商工貯蓄共済貸付

○普通貸付

- ・貸付期間

3年以内	年2.35%
3年超5年以内	年2.85%
5年超	年2.95%
- ・貸付限度額 積立金の2倍以内で純債(借入申込金額-積立金額)300万円まで

○範囲内貸付

年1.50%

金融情報

マル経融資制度による小規模事業者への金融支援の強化について

小規模事業者を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況の中、中小企業庁の金融支援策として、昨年末に引き続き「マル経融資制度の積極的かつ柔軟な活用」により金融円滑化を図り、マル経融資制度の一層の推進を図る観点から、下記のとおり運用の改正等を実施することとなりました。

- 1. 小規模事業者の地区外からの移転における指導要件の取扱い**
地区外から移転してきた小規模事業者のうち、移転前の地区において、商工会または商工会議所(以下、商工会等という。)の経営指導を受けていた者については、その指導期間を原則6ヵ月以上の経営指導期間に含めるものとする。
- 2. 推薦事務の迅速化**
推薦事務については、すでに経営指導期間の短縮や審査会への付議省略等に係る措置が講じられており、こうした取扱いをより一層弾力的に活用し、推薦事務の迅速化を図ることで、小規模事業者への資金供給が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 3. 既存のマル経融資に係る借換え**
既存のマル経融資に係る借換の相談については、小規模事業者の個別の実情、ニーズ等を踏まえ、年末・年度末の資金繰り支援と同様、柔軟に対応する。

●日本政策金融公庫融資制度拡充のご案内

設備資金の利率および雇用の維持・拡大を図る方の運転資金の利率を次のとおり引き下げしております。

【設備資金貸付利率特例制度】

設備資金の利率を2年間低減します。(低減利率0.5%)

・ご利用いただける方

次の融資制度で設備資金をご利用される方

1. 普通貸付
2. 特別貸付
3. 経営改善貸付(マル経)
4. 生活衛生貸付(生活衛生改善貸付を含みます)
 - ・ご融資額 各融資制度に定めるご融資額以内
 - ・ご返済期間 各融資制度に定めるご返済期間内
 - ・低減期間 2年間
 - ・利率 当初2年間：各融資制度に定める利率-0.5%
年経過後：各融資制度に定める利率

【セーフティネット貸付】

雇用維持・拡大に関する利率低減を拡充します。

(現行)0.1%→(改正後)0.2%

・ご利用いただける方

セーフティネット貸付^(注)または生活衛生セーフティネット貸付の運転資金をご利用される方で雇用の維持・拡大に取り組む方
(注)取引企業倒産対応資金を除きます。

- ・ご融資額 各融資制度に定めるご融資額以内
- ・ご返済期間 各融資制度に定めるご返済期間内
- ・利率 基準利率-0.2%
- ・その他 業況が悪化している方の運転資金の利率低減0.3%との併用も可能です。(合計0.5%の低減)

改正貸金業法について

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題(「多重債務問題」)となったことから、これを解決するため、平成18年、従来の法律が抜本的に改正され、この貸金業法がつくられました。

【新しい貸金業法のポイント】

① 総量規制—借り過ぎ・貸し過ぎの防止

- ・借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れができなくなります。
- ・借入れの際に、基本的に、「年収を証明する書類」が必要となります。

② 上限金利の引下げ

- ・法律上の上限金利が、29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引き下げられます。

③ 貸金業者に対する規制の強化

- ・法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある者(貸金業務取扱主任者)を営業所に置くことが必要になります。

利用者の皆さんにとって、特に重要なのは、①の「総量規制」と②の「上限金利の引下げ」です。

総量規制

総量規制とは、借りることのできる額の総額に制限を設ける、新しい規制のことです。

この新しい規制は、平成22年6月18日から実施されています。具体的には、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れをすることができなくなります。ただし、すでに、年収の3分の1を超える借入残高があるからといって、その超えている部分についてすぐに返済を求められるわけではありません。この総量規制が適用されるのは、貸金業者から個人が借入れを行う場合です。銀行からの借入れや法人名義での借入れは対象外です。また、住宅ローンなど、一般に低金利で返済期間が長く、定型的である一部の貸付けについては、総量規制は適用されません。

また、借入れの際、基本的に、「年収を証明する書類」が必要となります。「年収を証明する書類」としては、源泉徴収票や給与明細などがあります。この「年収を証明する書類」を提出しないと、借りられなくなる場合があるので、注意してください。

上限金利の引下げ

法律上の上限金利には、① 利息制限法の上限金利(超過すると民事上無効)：貸付額に応じ15%~20%、② 出資法の上限金利(超過すると刑事罰)：改正前は29.2%の2つがあります。

これまで、貸金業者の場合、この出資法の上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利帯でも、一定の要件を満たすと、有効となっていました。これが、いわゆる「グレーゾーン金利」です。

他方、金利負担の軽減という考え方から、今回の改正により、平成22年6月18日以降、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されます。これによって、上限金利は利息制限法の水準(貸付額に応じ15%~20%)となります。なお、利息制限法の上限金利を超える金利帯での貸付けは民事上無効で、行政処分の対象にもなります。出資法の上限金利を超える金利帯での貸付けは、刑事罰の対象です。

商店街等の活性化に係る事業費を助成します

～商店街魅力向上支援事業～

(財)ふくい産業支援センターでは、福井県から資金の貸付けを受けて基金を造成し、その運用益により商店街等が商店街の魅力向上のために実施する事業に対して助成を行っています。

1 助成対象者

商店街振興組合、任意の商店街組織、商工会、商工会議所、事業協同組合、特定会社、コミュニティビジネスを実施するNPO等の団体等

2 助成対象事業

商店街等の活性化に寄与する事業であって、次に掲げるいずれかのもの。

- (1) 基本構想策定事業 (例：消費者ニーズ等の調査分析等により今後のあり方を研究した構想策定)
- (2) 高齢者等対応事業 (例：商店街で実施する高齢者宅配サービス事業の立ち上げ支援)
- (3) 環境リサイクル事業 (例：商店街花いっぱい事業、空き缶回収機・ペットボトル回収機の設置)
- (4) テナント・ミックス事業 (例：商店街の魅力を高めるため必要な業種のテナント誘致)
- (5) 商店街CI事業 (例：商店街の商圏を広げるためのHP開設)
- (6) 商店街ブランド育成事業 (例：一店一品運動を推進するための商品開発)
- (7) 地域に役立つ商店街づくり事業 (例：商店街で取組むコミュニティビジネス)
- (8) 空き店舗対策事業 (例：空き店舗を活用したコミュニティスペースの設置)
- (9) 街なかふれあいテント市創出支援事業 (例：商店街等において継続的に実施するテント市の立ち上げ支援)
- (10) 上記事業と密接に連携したイベント事業

3 助成対象経費

事業の実施に要する経費

(委員、講師等外部専門家の謝金および旅費、店舗賃借料、会議費、会場借料、報告書作成費、資料作成・購入費、通信運搬費、集計分析費、広告宣伝費、原稿料、無形固定資産購入・開発費、消耗品費、機器借上料、雑務費等の事務経費、委託費、商品開発経費、店舗改装経費、備品購入費、会場整備費(イベント))

4 補助限度額および補助率

1 事業に係る補助限度額300万円(補助率1/2以内)

※そのうち、次の経費に係る補助率は1/3以内で、それぞれ限度額があります。

店舗賃借料(300万円)、商品開発費(50万円) 店舗改装費および備品購入費(100万円)

◆『商店街元気再生計画』を作成し、県の認定を受けると、計画の記載事業を実施する場合、重点支援があります。

補助率 1/2 以内⇒ 3/4 以内

限度額 300万円⇒450万円

◆商店街元気再生計画に基づく『街なかふれあいテント市創出支援事業』は、備品購入費の補助率が1/2以内となります。

※商店街元気再生計画についてのお問い合わせは、福井県産業労働部商業・サービス業振興課まで

【お問い合わせ】

(財)ふくい産業支援センター 総務部

〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

TEL: 0776-67-7415

FAX: 0776-67-7401

H P: <http://www.fisc.jp/archives/cat5/>

福井県産業労働部商業・サービス業振興課

商業振興・経済団体グループ

〒910-8580 福井市大手3-17-1

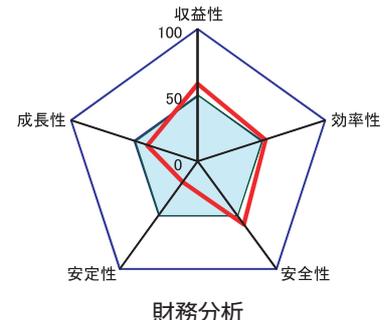
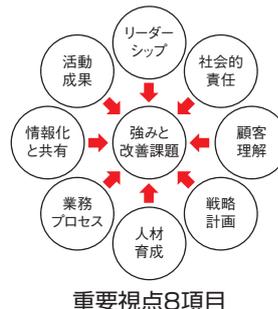
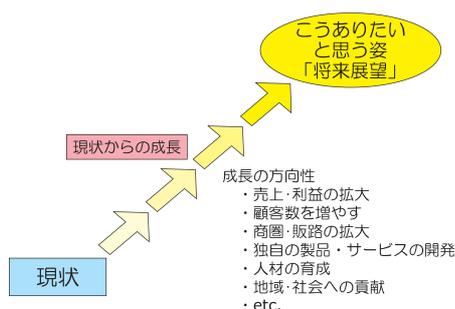
TEL: 0776-20-0369

FAX: 0776-20-0678

メール: ss-sinko@pref.fukui.lg.jp

商工会認証システム制度

平成22年度 参加事業所を募集しています。募集期間8月末まで



福井県下13の商工会と福井県商工会連合会では、会員事業所の皆様の経営改善のお手伝いをさせていただき強力な支援プログラム[商工会認証システム]を実施しています。

平成16年からスタートし、これまでに約200社が参加しています。

[商工会認証システム]では、会員事業所様への簡単なヒアリングやインタビューなどで経営の現状を確認し、3～4名の経営指導員が複数の目で経営の重要視点8項目+財務分析の多面的評価によって、今後に向けて伸ばすべき強みと改善すべき課題を明らかにしていきます。

また、一定レベル以上の経営改善が行われていると認証された事業所に対して、販路開拓支援や金融支援などの下記のサポートメニューを用意しています。

この機会に、ぜひお気軽に[商工会認証システム]にお申し込みください。

お申し込みやご質問等につきましては、お近くの商工会または商工会連合会 経営支援課
(電話：0776-23-3658)までお気軽にお問合せください。

「商工会認証システム制度」参加企業への支援メニュー

参加企業への支援

1. ビジネス交流会の開催

商工会認証システムの参加企業や中小企業新事業活動促進法承認企業などが一堂に会するビジネス交流会（現在203社が参加）を開催し、商品開発や新しい取引の拡大などを支援します。

2. 専門家の派遣

商工会認証システムのフィードバックレポートによる改善提案事項等に基づき経営革新を行う企業に対し、必要に応じて専門家を派遣し経営革新を支援します。

- ・全国商工会連合会が運営する「むらからまちから館」の出展料助成
- ・福井県内金融機関（福井銀行）の主催する「F I T ネット商談会」の出展料助成
- ・福井県内金融機関（各信用金庫）の主催する「北陸ビジネス街道」の出展料助成
- ・福井県内金融機関（福邦銀行）の主催する「ふくほうビジネス商談会」の出展料助成

上記について、1企業15,000円を上限として費用の半額を助成し、市場調査や商品PRによる販路開拓及び診断事業による経営力強化を支援します。（1企業につき利用は1回限り）

認証企業への支援（認証した日から3年後の年度末まで）

1. 企業PR支援

- ・情報誌「商工会ふくい」での企業PR
- ・福井県商工会連合会ホームページでの企業PR
- ・商品・技術・サービスを紹介するガイドブックでの企業PR

2. 販路開拓支援

- ・福井県のビジネスセンターである「ふくい南青山291」の施設利用料助成
- ・ふくい産業支援センターの主催する「ふくい元気フェア」の出展料助成

3. 金融支援

福井県制度融資として、「福井県産業活性化支援資金経営活性化支援分」（融資枠15,000万円内運転資金8,000万円）において、提案した経営革新の実現を金融面で支援します。

但し、全ての支援策を保証するものではありません。

商工会認証システム制度の活用事例

(株)タナカ 代表取締役 田中 康隆 (高浜町商工会)

高浜町で燃料小売業を営んでいる弊社は、平成20年度に商工会認証システム制度に応募。きっかけは、経営指導員からの提案であり、外部から見た自社の強みや弱みを認識し、今後の目指すべき方向を見つけるために応募しました。

フィードバックレポートでは、事業構造の転換時期をチャンスととらえ、GS・燃料小売業に続く第2の事業の柱として、地域資源である椿に関する商品開発・販売に取り組むことが、当社にとって安定供給・安定売上高に繋がり、永年に渡るべき継続事業であると再認識させられました。

その後、平成21年に入り新事業活動支援法を承認。承認後、次のような支援を賜りました。

- ・地域力連携拠点事業にて専門家(セールスレップ)の支援を受け、POPや販路開拓のアドバイスを頂きました。
- ・県連主催のビジネスマッチングに参加して、新規販売先2社と取引ができました。
- ・中小企業基盤整備機構 販路支援課からの支援で、通販マッチング会に参加いたしました。大手テレビ通販を含めた2社と商談中であります。その内1社は、今年の秋からの販売に向けて交渉の大詰めに入っております。
- ・大手電力生協とも順調に商談が進んでおり、秋から本格的販売予定です。

以上のように、認証システムや経営革新への取り組みによりさまざまな支援を活用させて頂きました。将来は、「椿のことなら当社のネットショップで何でも解決する」というくらい椿コスメ商品を充実させ、ネット・カタログ販売を中心とした全国展開が目標です。

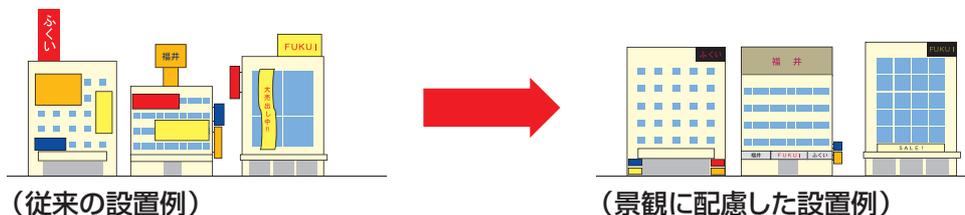


福井県屋外広告物ガイドラインを策定しました

屋外広告物の大きさ・高さ・設置場所等については、条例でルールを定めていますが、屋外広告物のデザイン・色彩・素材等の要素については、周囲の建物や景観との関係によって評価(見方)が大きく変わってくるものです。

そこで、平成22年3月、屋外広告物を周辺の環境と調和させ、良好な景観の創出に寄与するようなものとするにはどのようなことに配慮すればよいか、考え方や事例をまとめた「福井県屋外広告物ガイドライン」を策定しました。

※ガイドラインに示す屋外広告物の設置例



★ガイドラインのダウンロード★

ガイドラインの概要版および詳細版は、福井県土木部都市計画課のホームページからダウンロードしていただくことができます。<http://www.pref.fukui.jp/doc/tokei/>

—お問い合わせ先—

福井県土木部都市計画課 都市企画・環境グループ (TEL: 0776-20-0497)

中小企業応援センター事業

あなたの事業の高度・専門的な経営課題を解決します！

専門家派遣事業のご紹介

中小企業の抱える高度、専門的な経営課題の解決に最適な専門家を派遣するものです。ワンストップで中小企業の皆様を応援します。

■ 主な支援内容（テーマ）

- (1) 新事業展開支援（経営革新、地域資源活用、農商工等連携、新連携）
- (2) 創業、事業再生及び再チャレンジ支援
- (3) 事業承継支援
- (4) ものづくり支援
- (5) 新たな経営手法への取組支援（ITを活用した経営力強化、見えない資産の把握・活用）



■ 派遣する専門家

中小企業支援の第一線で活躍している登録専門家の中から、支援内容（テーマ）に応じて適切な専門家を選定、派遣いたします。

（専門家の具体例）

- ・ 中小企業診断士・税理士・弁護士・ITコーディネーター・デザイナー 等

■ 派遣費用

無料（専門家派遣に係る費用は当応援センターで負担いたします。）

■ お問い合わせについて

専門家派遣を希望される方は、お近くの商工会、または福井県商工会連合会 経営支援課までご連絡下さい。手続き等についてご説明させていただきます。

商工会法施行50周年記念 近畿府県貯蓄共済合同キャンペーン

商工貯蓄共済に8月26日からご加入いただきますと、月額掛金10,000円毎に近畿府県内の5,000円相当の特産品をプレゼントします。

近畿7府県の21品の中から選べます。福井県からは、天然しそ漬け梅干し、干物やへしこ等がセットになった若狭高浜名産品セット、永平寺そばと日本酒がセットになった越前こだわりの味が出品されています。その他にも、黒毛和牛やアイスクリームなど盛りだくさんな内容となっています。

掛金月額20,000円で2つ、30,000円で3つと10,000円毎のプレゼントとなります。医療保障特約型の掛金も含みます。

キャンペーン期間

平成22年8月26日～12月20日募集まで

平成22年10月1日～平成23年1月1日契約始期分が対象となります。

プレゼント商品発送

第1回目 8月26日～10月25日募集分

11月1日契約始期まで：平成22年12月末

第2回目 10月26日～12月20日募集分

1月1日契約始期まで：平成23年2月上旬

※ 業者からの発送となるため遅れる場合があります。



ギフトのカルスマから学ぶ！地域産品の販路開拓はギフトにあり！！

～「売れるギフト商品開発セミナー」参加企業募集～

現在、スーパーや量販店では、消費者はより安いものを求める傾向にあります。そのような中で、地域産品がそれらの価格競争に勝ち残ることは難しい現状にあり、地域産品が狙うべきターゲットはスーパーや量販店ではありません！

今回のセミナーでは、安売り志向ではない市場として、地域産品のお取り寄せブームやお中元・お歳暮、お祝事などの地域産品が狙うべき販路の1つである「ギフト・通販市場」に特化したセミナー下記のとおり県内5ヵ所で開催します。

講師：(株)ゴールドボンド 代表取締役 大平 孝 氏 (元シャディ(株)代表取締役)

主な内容：○ギフトのカルスマ秘伝「売れる商品とは？売る・儲けるための仕組みとは？」

○ギフト・通販市場を通じた全国販売を目指すための具体的手法 など

開催日時等：

日 時	場 所
8月30日(月) 19:00～	わかさ東商工会 本所
9月 7日(火) 18:30～	南越前町商工会 本所
9月 8日(水) 19:00～	越前町商工会 本所
9月13日(月) 19:00～	越前市商工会 本所
9月14日(火) 18:30～	福井東商工会 本所

【セミナー参加企業に対するフォローアップ支援】

○個別支援を実施します！

本セミナー受講者で希望者を対象に、大平氏本人を含む販路コーディネーターによる、具体的な改善点や売るための手法等の個別支援を実施します

○商談会に参加できます！

首都圏等のギフト・通販バイヤーを招聘した商談会に参加できます

お申し込み：

上記開催場所の商工会または県連合会経営支援課(TEL:0776-23-3658 FAX:0776-25-2157)までお申込みください

北陸三県企業との商談のチャンス！

～ふくいビジネス商談会 参加企業募集～

県連合会では、福井・石川・富山の商工会・商工会議所と連携してビジネス商談会を開催いたします。現在、本商談会のエントリー（無料）企業を募集しています。

(1) 開催概要

- ①開催日：平成22年11月15日(月)～17日(水)
- ②開催場所：福井商工会議所
- ③参加資格：北陸3県の商工会・商工会議所の会員
- ④参加費：無料

(2) 商談会当日までの流れ

- ①参加申込受付(9月10日(金)まで)
北陸3県の商工会・商工会議所の会員事業所が参加できます
- ②商談希望申込受付(9月27日(月)～10月8日(金))
参加申込のあった事業所を一覧表(リスト)にとりまとめ、参加申込みをされて事業所に公開します
一覧表(リスト)から商談した相手を見つけたら、事務局へ商談を申込みます

③商談日程調整(10月12日(火)～10月22日(金))

事務局にて商談を希望された事業所との調整を行います

④商談日のご案内(10月25日(月))

双方の事業所が合意した場合、事務局から商談日時のご案内を郵送します

⑤商談会当日(11月15日(月)～11月17日(水))

福井商工会議所ビルにて商談の場をご用意します

(3) 参加申込みについて

お近くの商工会に申込書がございますので、申込書に必要な事項をご記入のうえ、県連合会経営支援課までご提出ください。

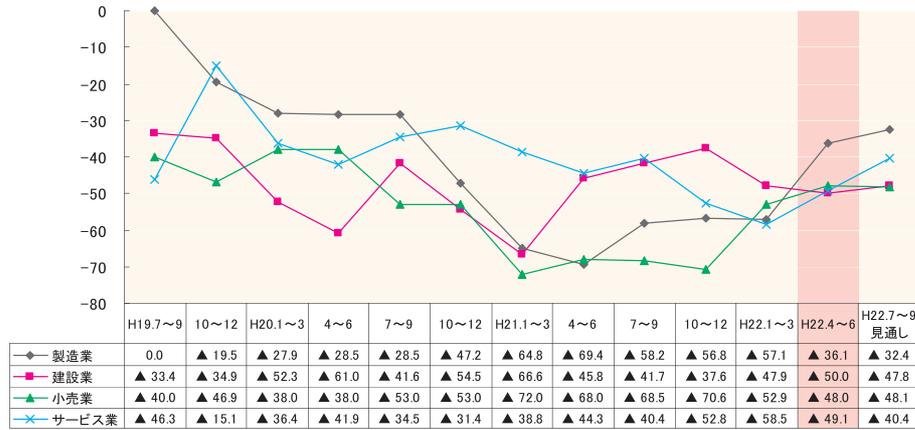
FAX：0776-25-2157

製造業が3期連続で業況改善

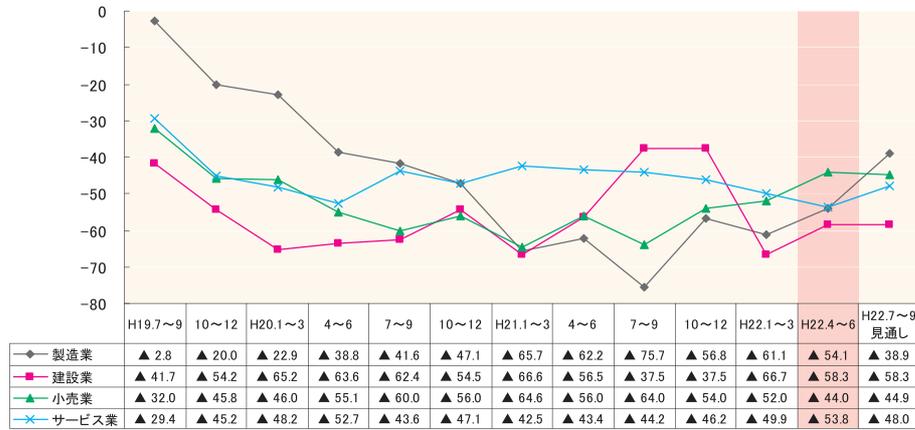
～中小企業景況調査～

福井県商工会連合会では、福井県内商工会会員165企業（製造業37企業、建設業21企業、小売業54企業、サービス業53企業）に対して年4回景況調査を実施しています。平成22年度の第1四半期である平成22年4月～6月の景況は、製造業の業況が3期連続で改善するなど、回復傾向が続いています。

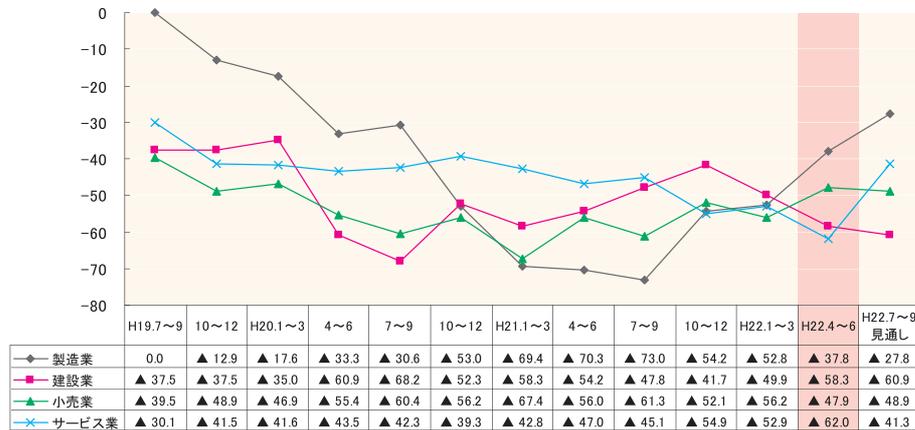
売上高のDI値推移（対前年同期比）



採算のDI値推移（対前年同期比）



業況のDI値推移（対前年同期比）



***DI値（ディフュージョン・インデックス、景気動向指数）**

企業の景気動向を示す指標です。各調査項目について<増加・上昇・好転>の割合から<減少・低下・悪化>の割合を差し引いた値で、<景気動向指数>を表しています。
 DI（数式）＝（上昇企業数－低下企業数）÷回答企業数×100

県内の経済動向

新分野への取り組みに積極的

～会員情報（経営動向）調査～

県内各商工会では、全経営指導員が地域独自の経営環境を把握し、商工会全体で情報の共有を図り、対策を講じることを目標として、年4回「会員情報（経営動向）」調査を実施しております。平成22年6月末日に実施した調査結果では、地域の実情に応じた様々な情報が集まっています。

製造業

金属製品製造業

除々に受注が出てきているが、先行きは依然として不透明である。（坂井地区）

機械部品製造業

部品等に受注のバラつきが多いが、前年に比べて受注は回復している。（高志・福井地区）

その他の製造業

昨年と比べ動きが出てきたが、見通しがつかないため、慎重である。各金融機関の対応が比較的柔軟であるため、資金繰りは安定している。（丹南地区）

金属製品製造業

受注が比較的好調で当面の資金繰りは問題ない。工場の老朽化が進んでおり将来を見越した設備投資計画を慎重に検討している。（嶺南地区）

建設業

総合工事業

大きな仕事はなく、小規模な仕事やリフォームが大半である（坂井地区）

総合工事業

公共工事等が減少する中、農業分野へ進出することで、雇用を維持しようとしている。（高志・福井地区）

総合工事業

単発的な受注はあるが継続性がなく、現在のところ、資金繰りは自己資金の取り崩しで対応している。（丹南地区）

総合工事業

公共工事減少の影響で時期的に資金不足が生じることがあるが、今のところ必要資金は新規の借入で賄えており問題はない。（嶺南地区）

小売業

機械器具小売業

テレビのデジタル化に伴う薄型テレビの買い換え需要が功を奏しているが、来年7月以降が心配である。（坂井地区）

機械器具小売業

地デジ移行やエコポイント制度等を捉えた営業活動により、売上は増加している。来年以降の販売減少を懸念し、新分野にも積極的に取り組んでいる。（高志・福井地区）

織物・衣類・身の回り品小売業

現在の営業方法では今後生き残ることが難しいため、新商品・新サービスを展開していく必要がある。（丹南地区）

その他の小売業

若狭舞鶴自動車道の無料化により、利用客自体は増えているものの、売上の伸びにはつながっていない。（嶺南地区）

サービス業

飲食店

運転資金需要はあるが財務内容が悪く検討している。（坂井地区）

生活関連サービス業

需要は高まっており、売上も順調であるが、回収時期のずれから度々資金繰りに苦しんでいる。（高志・福井地区）

宿泊業

4～6月は一年を通して資金繰りが一番苦しい期間であり、従来は収益をプールし、この時期の運転資金にまわしていたが、今回は資力がなく、資金不足が発生する。（丹南地区）

飲食店

利用客の増加に伴い店舗を移転し、数名の増員を予定している。車代行サービスや店舗のイメージ改装など、新規顧客獲得に積極的である。（嶺南地区）

ふくいふるさと商品券取扱い店の皆様へ！

換金最終締切日にご注意下さい。

発行地域によって換金の最終締切日が異なります。詳しくは取扱い商工会までお問い合わせ下さい。

個人事業税(第1期分)の納期限は8月31日(火)です。 事業主の方は忘れずに納付しましょう！！

口座振替をご活用ください！

個人事業税の納付には、便利で確実な「口座振替」も利用できます。

詳しくは、最寄りの金融機関や福井県税事務所・嶺南振興局税務部へご相談ください。



コンビニでも納税できます！



個人事業税を右記のコンビニエンスストアで納めることができます。これらのコンビニであれば、原則として24時間、全国どこでも土曜・日曜・祝日も納付が可能です。

【利用できるコンビニ】

ローソン/ファミリーマート/サークルK/サンクス/ミニストップ/セブン-イレブン/コミュニティストア/デイリーヤマザキ/ポプラ/ヤマザキデイリーストア/エーエム・ピーエム/エブリワン/くらしハウス/ココストア/スリーエイト/スリーエフ/生活彩家/セーブオン (順不同)

「お父さんお母さんのしごと参観事業」 の実施にご協力をお願いします！

県では、親子のきずなを深めるとともに、職場の子育て応援の意識を醸成するため、夏休み中にお父さんやお母さんの職場を子どもたちが訪問する「お父さんお母さんのしごと参観事業」の実施を奨励しています。次の事項を参考に、事業を実施いただきますようお願いいたします。

- ・対象者 年長児または小学生とその親
- ・実施方法 (例)※会社の勤務形態等に応じた支障のない方法で実施してください。

1. しごと参観を実施する親子を募集
2. 参加を希望した親子は、一緒に出勤し、親の職場や仕事ぶりを見学
3. 参観終了後は有給休暇を取って親子で一緒に帰宅し、家族時間を楽しむ

- ・事業に関するアンケートへご協力ください。

しごと参観 検索

独身の方の婚活をサポートする 「ふくい婚活カフェ」が8月に OPEN! 登録グループ募集中!

登録
無料

県では、婚活に関する公的なさまざまな情報を掲載した婚活応援サイトをこの夏オープン。

企業間の交流の場(会員制)では、企業内の独身グループが会員登録し、専用掲示板でグループ同士の交流会などをセッティング、新たな出会いを創出します。

《会員登録の流れ》

1. 独身者でグループ(3~5人)をつくり、企業の人事担当部局等を通し県へ申込書を提出
2. 県で審査、承認後にID・パスワードを発行、サイトにアクセス

※詳細は、県ホームページをご覧ください。

お問い合わせ



健康長寿の福井

福井県健康福祉部子ども家庭課

〒910-8580 福井市大手3-17-1

TEL0776-20-0341 FAX 0776-20-0640

e-mail kodomo@pref.fukui.lg.jp

福井県子ども家庭課 検索